

今物語の位置

竹村信治

1. はじめに

現存する系統の今物語は、五十三話を収載する。全段は、話の内容といくつかの章段に見られる説話評言に導かれて、「やさし」(王朝的風雅)・「ふしぎ」(神仏靈験)・「をかし」(滑稽卑俗)の三世界を話題とする三説話群に類別・分類され、その話群の展開には、王朝的情趣と中世的興趣との双方に心惹かれながら揺れ動く編著者の志向のあり方が読みとられている。東山御文庫蔵「平兵部記」(藤原定家写)紙背の書簡がその存在を伝えている四冊本系統の今物語が、いかなる姿をもち、現存本系統のものとのような関係にあったものか、いま明らかでないけれども、少なくとも私たちの手に残されている今物語は、一編著者による意図的な話群構成を窺いうるという意味で、一個の作品として認めてよいように見受けられる。そして、その話群構成のあり方から、この作品の位置をはかることができるように見える。

しかし、一つの説話集が文芸史の展開の中で文芸作品としてどのような位置を占めるかは、集められた話の種類やその排列・構成によってのみ見極められるものではないだろう。それらは編著者の興味のあるところと生きている世界に対する認識のむかい方を伝えるが、作

品の文芸としての位置は、収められた話がどう理解され、どのような叙述を得ているか、まずこれを問うところから求められなくてはなるまい。話に対して、編著者の主体がどのようにかわり、叙述をどのように与えたか。そして、この説話行為・表現行為が、話題選択・排列・構成を中心とする編纂行為のあり方を、どのような意義を担うものとして規定するか。説話作品の文芸としての位置は、この検討をとおして測定されなくてはならない。

今物語(現存本系統。以下、特にことわらないかぎり、同じ)の場合、その収載話は、前稿で検討の対象とした第二・四段の叙述の達成度において、他の作品に採録された各類型のそれを圧している。両話の語る「やさし」(説話評言)の世界は、古今著聞集流の形骸化した王朝文化志向とは無縁で、登場人物たちの王朝的・和歌的情趣につらなる心の用い方や発想のあり方を、彫琢された叙述によって描き出すところに形成されている。ここに、王朝文芸世界に対する先鋭にして深長なる理解力・表現力を身につけた語り手主体の説話行為・表現行為を窺うことができる。両話はともに王朝的風雅を話題とする今物語第一話群に排されるが、この説話行為・表現行為は、編纂行為をその王朝文化志向の質の高さにおいて規定し、

今物語という作品全体の文芸的位置を測定する目安を提供しているようにも見えるのだ。

しかしながら、この予見には、疑問を挟む余地がないわけではない。

今物語第四段には、一話を語りおえた後、話中で人々が口ずさんだ詩歌句について、注記が付されている。これは、当該話を読むまでの参考に使されたもので、他の作品に見出される類話にも、今物語話が記すものの内のいくつかが示されているが、その詩歌の示し方は、説話叙述から窺われる一話への理解のむかい方と即応している。注記は、語られる話とともに享受され、受容者の説話行為のあり方に応じて、叙述とともに変容する。この意味で、今物語話の注記は、今物語の編著者の、一話を受容する際の理解のあり方を垣間見させる。第四段に収められた話の場合、前稿での解釈によれば、話中に語られる殿上人の「ねずなき」は、その真意を読みとる上で、源氏物語巻の兵部卿宮・玉鬘の贈答歌が想起されなくてはならない。この源氏歌を背景とする殿上人の真意が理解されて、一話は、はじめて、登場人物たちがその吟詠や行為に托された真意を互いに推察し合い、そこに心中の会話を成立させたことを語る「やさし」説話として完結する。しかし、今物語話の注記に、この源氏歌に関する指摘はない。編著者の理解は、「ねずなき」の真意に、従って本話題が語ろうとした「やさし」世界の情趣に、向っていないことになろう。

このことは、説話叙述が用意した話の読まれ方と、その叙述を採録した編著者の理解との間に、懸隔が生じていることを示している。話にかかわり叙述を与えた語り手主体は、今物語の編著者とは別も

のということになろう。いいかえれば、その説話叙述は、編著者主体の説話行為・表現行為によってもたらされたものではないと考えられるのだ。つまり、第四段の話のあり方は、この話の個別的な位置を窺わせるものではありえても、今物語という作品の位置を教えるものではない。

本稿は、今物語という作品の文芸としての位置を、作品形成に附加した所収話の叙述のあり方の検討をとおして見定めることを目的とする。しかし、本作品に収められた話に見る、かような、叙述の表現する話の意味と編著者の理解との懸隔の表情を勘案するならば、それは、まず、今物語の編著者主体の説話行為・表現行為がどこに発現し、どのような質と達成度を示しているかを見極めるところから始められなくてはならないことになろう。そして、それが、第四段に代表される、編著者主体とのかかわりを經ずに形成された話の叙述のあり方が教える説話行為・表現行為とどのように違っているのかが問われ、この違いが担う話の個別的な位置の相違と、その相違を保ちながら一つの作品に共存している事実とが、編纂行為のあり方をどのようなものとして規定することになるのかが考察されなくてはならない。それは、この作品の成立事情と関連する問題でもあるはずだ。

ところで、今物語の編著者については、従来、本朝書籍目録（建治三年^{一七七七}）永仁二年^{二九四〇}間の成立⁽⁷⁾の「今物語^{信朝臣抄}」、代集（正応五年^{二五二二}）十一月^{二五二二}嘉元元年^{二五二二}十二月間の成立⁽⁸⁾の「信実朝臣今物語」、さらには神宮文庫本今物語・奥書⁽⁹⁾（享保八年^{一七三三}）の「右之一帖者左京大夫信実朝臣之抄也、号今物語」などを基本資料として、藤原信実（治承元年^{一一七二}）文永^{一一七二}（^{二六五}）説の吟味

といった形で検討が進められてきた。これらの記事が今物語に四冊本系と現存本系との二系統あった事実とどのようにかわるのか、なお明らかではないが、歌苑連署事書（正和四年^{三三五}成立¹⁰）で、現存本系統の今物語第三七段に見える寂蓮歌を引き、「信実朝臣今物語にもかきいだせり」と注記している点や、所収各話の時間設定と信実の生存時期との関係、信実の人物像（家系を中心とする人間関係・歌人としての側面・「似せ絵名人」としての側面・念仏宗との関係・人柄）と収められた話の内容から推測される編著者像との関連といった内部徴¹²から推して、いま伝えられている形の今物語は信実の編著にかかると、現在では考えられている。本稿は、この研究史の成果に従い、まず、今物語編著者主体の説話行為・表現行為についての考察を、信実が直接に見聞し得た、あるいは確かめ得たと認められる話の内から、第一段をとりあげて進めていこうと思う。

2 橘長政の「述懐」歌——第一段考——

今物語第一一段は、歌人橘長政についての話題である。人物紹介の役割りを担う冒頭第一話材には、

(I) 能登前司橘長政といひしは、いまは世をそむきて、法名寂縁とかや申なんめり。和哥の道をたしなみて、その名きこゆる人也。新勅撰えらばれし時、三首とかや入たりけるを、すくなしとて、きりていでたりける。すこしはげしきには似たれ共、みちをたてたるほどは、いとやさしくこそ。¹⁴

とあり、これは、明月記・天福元年^{一一三三}二月六日条の、（腰痛により）苦痛無術之間、午時許平臥、長政朝臣来。予

去年有^レ所^レ遺^レ恨、久不^レ音信。年来好士依^レ不^レ可^レ棄、昨日付^レ京兆^一有^レ示送事^一。聞^レ之^レ所^レ来也。隔^レ物相逢、言談^レ程退帰^一。¹⁵

を説明する記述と見られている。¹⁶ 同記の前日条には「巳時許、左京権大夫来臨」とある。「京兆」、すなわち左京権大夫とは、藤原信実をいう。

これによれば、信実は、新勅撰和歌集への入集歌数をめぐる長政と定家とのトラブルを直接見聞し、その和解の折には定家の意を長政に伝える役目を果たすなど、本話材の語る事件に極めて近い場所にいたことになる。恐らくは、定家が新勅撰集を撰集する際、三首の入集を自らの詠作に対する過小評価であるとして三首とも切り棄てさせ、非礼を顧みず和歌詠作の道を第一義に立てた長政のふるまいを、「やさし」と評価しつつ今物語に定着させた人物が、その編著者信実自身であったと考えると誤らないであろう。

第一一段は、この人物解説に続いて、次の逸事を第Ⅱ話材として語っている。

(II) その人このころ、あるやむごとなき大臣家に、和哥の会せられけるに、述懐の哥よみたりける。

あふげ共我身たすくる神無月、

さてやはつかの空をながめむ

とよみたりければ、満座感歎して、この哥よみためて、主も称美のあまりに、国の所ひとつ、たまはせたりけり。¹⁷ 道の面目世の繁昌、ふしぎの事なり。¹⁸ 末代にもさすが、かゝるやさしきことのこりたるにこそ。

この逸話のはじめにいう「このころ」は、第Ⅰ話材で語られた事

件のあった頃の意で、上掲の明月記の記事に従えば天福元年の「去年」、貞永元年^{二二二二}である。述懐歌句には「神無月」「はつか」とあり、これによって、歌会が貞永元年十月二十日に催されたことを知る。

ところで、述懐歌の詠歌内容の変遷については、久保田淳氏に言及がある。これによれば、平安以降、述懐歌の大部分は愚痴や不満の表明に終始し、その訴えは明確に対象を意識したものと¹⁷なる。長政の述懐歌は「あるやむごとなき大臣家」での歌会で詠まれたものだが、その愁訴の対象は、主催者かその場に居あわせた貴顕であったに相違ない。

述懐歌句に見える「はつか」には、「わずか」と「二十日」の外、「幕下」の意がかかると考えられる。幕下は大将の唐名。「あるやむごとなき大臣」は西園寺実氏をいうかとの指摘がある¹⁸が、実氏は、寛喜三年^{二二二二}四月二十六日に右大将を兼ねたままで内大臣に任せられ、翌貞永元年十月二十四日に大将を辞している。¹⁹「はつか」、すなわち幕下は、歌会の主催者であった実氏を指すと見られる。述懐歌下句「さてやはつかの空をながめむ」とは、「なお、この十月の空にかすかに浮ぶ、二十日月を眺めて祈りたくなる」切なさやつらさだけでなく、実氏にむけてその恩沢を期待する長政の心情を表明したものと見るべきだろう。

しかしながら、この述懐歌の愁訴の対象は、西園寺実氏だけではなかったようだ。百鍊抄に次の記事が見出され、それは、長政が意識したもう一人の人物と、彼が詠歌に托した嘆きの中味とを示唆している。

(貞永元年十月)○四日。有^二讓位事^一。依^三彗星之變為^レ讓也。

十月之例無^二先規^一。今度始也。上皇猶御^三禁裏^一。○十四日。今夜。上皇自^二禁省^一御^三幸冷泉富小路亭^一。大臣已下供奉。中宮同以行路。

「上皇」は後堀河院、「冷泉富小路亭」とは実氏の邸である。古今著聞集403「後堀河院の御時絵づくの目おほひの事」の冒頭には、

後堀河院御位すべらせ給て、内大臣の冷泉富小路亭にわたらせ給けるに、天福元年の春の比、院・藻壁門院(注、後堀河院中宮)、方をわかちて、絵づくの目おほひありけり。²⁰

とあり、「御幸」は院の遷幸の意と考えられる。院を迎えた実氏邸では、興趣ある催しが度々営まれたようだが、これにより、貞永元年十月二十日、西園寺実氏の邸で開かれた歌会には、後堀河院、藻壁門院、その他、院の近臣も列席していたことが推測される。述懐歌の上句「あふげ共我身たすくる神無月」には、院の讓位を嘆く意も、わずかながら読みとれる。

さて、衆知のように、後堀河院は、新勅撰集の撰進を定家に下命した人物である。その奏覧までの経緯については石田吉貞氏の所論に詳しいが、奉勅の日とされる貞永元年六月十三日の明月記には、「古へ今の歌撰^北進^具之女与」の勅に、定家は「正^レ勿承^レ之、称^レ唯、^{微音}」と応じ、退去の後「染^レ筆書^三廿卷之草案之端^一」とある。彼の興奮ぶりが窺えるが、勅命をうけた定家は、まもなく当時の歌人たちに歌を見せてくれるように依頼したらしい。「多年好士²¹」であった長政のもとにもこの申し出はあっただろう。実氏家歌会の催された貞永元年十月二十日以前の出来事と見られる定家と長政とのトラブルは、この依頼に応じて送られた長政の家集等に対する扱いをめぐる事件であったと考えられる。

新勅撰集撰進の経緯を見ると、当然のことながら、定家がいかに院の動向に注意を払っていたかがわかる。貞永元年十月二日の形式的奏覧は、定家自身も議定に加わって院の讓位を決定した日のことである。彼は、讓位前の奏覧を意図して、「雖撰歌未調、仮名序並二十卷部目錄」を「注二紙一色紙加」(明月記同日条)と、形だけの奏覧を果している。又、院の崩御(天福二年—文暦元年—三八月六日)に遭った定家は、その翌日、悲嘆のあまりまた不運を嘆くあまり、家に残してあった草稿本を焼却しているのである。勿論、これらを、単独撰者による勅撰集撰進の名譽を思うあまりの功名心がとらせた行動と解することができないわけではないけれども、院から御製五首を賜わった時の喜びを伝える明月記の記事などを参考にすれば、やはり、この榮譽を与えた院の恩顧に報いんが為の形式的奏覧、報恩の機を逸したことへの悲嘆による焼却であったと考えるのが自然であろう。そして、ここに窺える定家の心情に、

周囲の人々が院の定家に対する発言力の有効性を予測する心理の背景を見出しうるように思われる。

長政は、この後堀河院を迎えた実氏家歌会で、述懐歌を詠出したのである。述懐は、言外に院への愁訴の意をこめて、定家との新勅撰入集歌数をめぐるトラブルに直結する嘆きを表明したものとすべきだろう。幕下実氏は定家の妻の甥。院の帝時代に東宮傳をつとめて当代の四条帝にも発言力のある存在であり、又、新勅撰の撰歌に際して種々配慮がめぐらされた鎌倉方ともかわりある人物である。長政は、表向き、自らの主筋でもある歌会主催者実氏への愁訴という形をとりながら、院の同席を強く意識していたにちがいない。長政のこの述懐歌に接しての、満座の感歎と主(実氏)による頷

地の下賜は、長政の悲嘆に同情し、その表明の仕方を称揚すること
で長政の心情に与し、以って院に、定家に対する長政歌入集の指示
を迫ったものか。院は苦笑してその場をかわしたのだろう。新勅撰
集に長政歌は見出せない。

ところで、今物語第一一段は、この歌会での一件を伝え聞いた藤
原隆祐(寿永三年二八四乃至文治二年二八六・建長三年二五乃至
弘長二年三三)が長政に和歌を贈ったことを紹介して結ばれる。

(四)此事をきつて 隆祐侍従いひやりける哥、

みがきける君にあひてぞ和哥の浦の

玉も光をいとゞそふらん

明月記によれば、隆祐は、天福元年正月二十九日に侍従職をとどめ
られている。(三)「隆祐侍従」とある本話材は、その前年である貞永元
年十月二十日の歌会に関連する記事としてふさわしい。今物語第一
一段においては、第Ⅱ話材末尾に付される説話評言(四)によって二
話材に分断されるが、もとは一連の出来事を語る話の姿をとって
たと考えられる。

一首は、俊秘抄・奥義抄その他にも引かれる下和壁説話を下敷に
したもの。従来は、「君」を長政のことと解して一首を長政賛美の
歌とするが、下和壁説話では、下和の壁も賢主を得てはじめてその
壁たる真価が見出されたことが語られるのだから、これを踏まえた
「みがきける」歌も、下和壁説話に即して解されるべきだろう。す
なわち、「君」は歌会で長政歌を称美した実氏、あるいは院をいい、
この君を得て、「和歌の浦の玉」たる長政の歌才もその真価(光)
が発揮される、というのである。

隆祐は、その家集・秋風抄(序)・正徹物語下巻に記すところに

よって、新勅撰集への入集歌数をめぐり、長政と同じ嘆きを嘆いた人物として知られている。⁽³²⁾一首は、暗に定家を批判し、悲嘆を共にする長政が実氏家歌会で同情と称賛を得たことをわが事のように喜び、そしてその場を称美し、以って長政歌への返歌に擬したものである。わずかながら、なお不遇を託つ自らの身の上への同情を求め、第一二段に語られる三話材は、新勅撰入集をめぐっての橋長政にかかわる一連の逸話として完結すべきもののように、観察される。

3. 信実の説話行為・表現行為

さて、今物語第一二段に収められた三話材は、その背後にある事実を考慮に入れることによって、前節のように読みとられるが、各話材における人物についての記述に着目すると、そこに話の形成時期の相違を認めることができる。三話材の内、第一話材には長政の出家⁽³³⁾のことが紹介される。長政の出家は嘉禎元年⁽¹¹⁷⁷⁾前後のこととされ、従って本話材の形成はそれ以後ということになる。一方、第二・三話材は、上述のとおり本来一つづきの話を形をとったものと見られるが、隆祐を「侍従」とするところから、その形成は貞永元年十月二十日以降のあまり間をおかない頃と考えられる。第一話材は、上掲の明月記の記事との関連から、今物語編著者信実の手にかかるものと思われるが、第二・三話材には、この人物記載に窺われる形成時期から見て、何らかの資料がすでにあったかもしれない。ただ、信実の家集によれば、⁽³⁴⁾彼には西園寺家・隆祐との接触があったと考えられ、この出来事自体は、彼にとって身近な話題であった

と判断される。信実は、身近な人々の話題である第二・三話材についての資料を入手し、これに人物紹介の為の第一話材を自らの手で付して、今物語第一二段を形成したのである。

しかしながら、身近な話題であるということは、必ずしも、信実がこれらの話をその背後にある事実とともに受容し再生したことを意味しているわけではない。身近な話題であっても、受けとる側の受けとり方によって話の担う意味は変容する。ここでは、前節の読み方を第二・三話材が事実とともに語っていた話の意味であるとひとまず考えて、それと今物語第一二段に定着された第二・三話材が担っている意味との相違について検討を加え、そこに、編著者信実の説話行為・表現行為のあり方を窺おうと思う。

第二・三話材は、本来一連の出来事を語る話の姿をとっていたと見られ、背後にある事実とともに読むならば、長政が新勅撰集の下令者である後堀河院を迎えた実氏家歌会で新勅撰入集歌数をめぐっての述懐歌を出詠し、その表明の仕方と嘆きの中味によって称賛と同情を得、これを聞いた隆祐がそれを喜ぶ歌を贈ったことを語る話題である。信実は、この話題を伝える資料を入手し、これに人物紹介の為の第一話材を用意するなどの手を加えて今物語第一二段を形成したと考えられるが、その際、説話評言（前節(II)引用文の(イ)(ロ)）を第二話材の末尾に記して話を二分し、第三話材を後日譚としての付載話材の意味合いをもつものとした。この説話評言の位置は、信実の説話行為の中心がどこにかかわるものであったかを示唆している。そして、その内容は、本段の中心話材とした第二話材にどのようにかかわったかを教える。

説話評言の(イ)は、第二話材の語る話の内容を直接にうけたもので、

和歌詠作が「国の所ひとつ、たまはせたりけり」という実利をもたらししたことへの驚きを表明している。そこには、長政の述懐歌が表明する嘆きの中味やその表明の仕方に向かう信実の視点を見出すことはできない。

(四)は、本段直前の第一〇段が語る後徳大寺左大臣実定の時代との対比において今が意識され、その「末代」に第一〇段の語る事実を等価な「やさし」き出来事がおこり得たことへの驚きを表明したものである。第一〇段は、主人(実定)の命により、後朝の歌を、女(小侍従)がかつて詠じた歌をふまえて代作し、その功によって主人から所領の分与を受けた「やさし蔵人」の話。蔵人の心もちいの「やさし」さを語る話だが、和歌詠作による領地下賜という歌徳説話の形をとっている点に、第一一段第Ⅱ話材との共通性⁽³⁾が見出される。すなわち、(四)の表明する驚きは、(一)の驚きを導いた第Ⅱ話材へのむかい方と同じところに端を発する驚きであった。

かくして、信実は、第Ⅱ・Ⅲ話材を、和歌詠作による領地下賜を語る話として受容したと認められる。そして、この説話理解に基づいて、叙述を与え話材を付加して一話を形成し、第一〇段に続く位置に排列・収載した。しかし、この受容のあり方は、第一一段に語られる話題が背後にある事実とともに担っていた意味からは遠い。

勿論、第Ⅱ・Ⅲ話材に第Ⅰ話材を自らの手で付加した信実は、この話題が、新勅撰入集歌数をめぐっての長政の嘆きにかかわる逸事をかたるものであることを知らないわけではなかっただろう。知っていたかもしれないが、それは彼の説話行為・表現行為を導く契機とはならなかったのだ。信実の説話行為は、長政の述懐歌が表明する嘆きの中味やその表明の仕方には向わず、歌が実利をもたらしたと

いう事実にだけ向っている。語られる出来事のある方そのものもつ情趣に惹かれるのではなく、事件の形式がもたらす直接的即物的な感興に、説話行為の端を発しているのだ。

前節での読み方に従えば、述懐歌句の「はつか」には、幕下の意がかかる。一首は、「はつか」を大将と読みとり、これが出詠の場をふまえた愁訴の対象を示すと解されることで述懐歌としての意義を担う。かくして、歌会の場の感興を惹き起こした事実と呼応する詠歌となる。しかしながら、今物語第一一段の説話叙述に、この理解を導く、あるいはたすける叙述は用意されていない。「あるやむごとなき大臣家」は、その記し方に第三九段の「ある哥よみ」に近いものがあり、本段の享受者と共通理解を背景とする臚化であると考えられないわけではないけれども、その臚化は、実氏という個人の臚化ではあっても、四日後には辞すことになる大将を兼ね、大将であることによって長政の愁訴の対象となっている実氏を臚化したものではないだろう。これは、長政の歌について、歌会の状況をふまえた述懐歌としての理解を導かない。信実は、この理解を導く叙述を用意しなかったのだ。さらにいえば、述懐歌の内容、つまりは出来事のある方そのものにはかわらないところで、本段の語る話題との関係を結んでいたのだ。ここにおいて、今物語編著者信実の説話行為・表現行為の内実は顕現しているといわなければならない。

さて、信実は、このような説話行為・表現行為によって受容・定着した本段に、「かゝるやさしきこと」(四)の評言を記している。これは、前稿に見た、王朝的・和歌的情趣につらなる登場人物たちの心の用い方や発想のあり方そのものを彫琢された叙述によって描

き出し、そこに「やさし」の評言を与えた第二・四段の場合とは、「やさし」の語が担う内実において、対照的である。これらは、信実とのかかわりを經ずに形成された話と考えられるが、では、同じ「やさし」の評言をもちながら、その内実において、信実の説話行為・表現行為が発現する第一段に相違するあり様を示す第二・四段とは、どのような説話主体によるどのような説話行為・表現行為によってもたらされたものなのか。これを、第二・四段に類同するあり様を見せる第一九段をとりあげて、次節以下に考察する。

4. 「左馬権頭」藤原隆信の短連歌 ― 第一九段考 ―

今物語第一九段は、「左馬権頭なりける人」に関する二つの話題で構成される。その第一話材は、後白河院の日吉御幸の折の話題で、御下向途次の雨を詠じた上達部の句、

昨日日よしと思ひしものを

に対して、「左馬権頭」が、院の召しにより、即座に

けふはみな雨ふるさとへかへるかな

と付け、付け案じた人々を悔しがらせた話。第二話材は、賀茂臨時祭の「かへりだち」途次での話題で、舞人であった「左馬権頭」が、「雪いたうふりて、袖にたまりたりけるをみて

あをずりの竹にも雪はつもりけり」

と詠じ、同道した祭使に付句を求めたがかなわず、人長としてその場にいた秦兼任が、

色はかざしの花にまがひて

と付けた話。話末評言は、第二話材をうけて、

まことにかねひさ、かねかたなどが子孫とおぼえて、いとやさ

しかりける。

とある。

本段第二話材に登場する秦兼任は、仁平承安年間の「御隨身」である。⁽³⁶⁾本話材の設定に即して、後白河院讓位後の保元三年^(二二五八)承安四年^(二二七四)間の諸記録を検索すると、この間、「左馬権頭」で賀茂臨時祭の舞人をつとめた人物としては、平経正⁽³⁷⁾（久安年間^(二二四〇)元暦元年^(二二四四)）が見出される。経正は永万元年^(二二六五)十二月二十一日に父経盛から左馬権頭を譲られて後、嘉応元年^(二二九一)月二十一日の賀茂臨時祭に舞人をつとめて⁽³⁸⁾いる。しかしながら、兵範記の同日条によれば、この折の人長は「左近府生秦兼成」がつとめていて、兼任ではない⁽³⁹⁾。すなわち、本話材は、経正が舞人をつとめた嘉応元年の賀茂臨時祭での話題を語るものではないことになる。保元三年承安四年間に、左馬権頭で賀茂臨時祭の舞人をつとめた人物は、この経正以外には未だ管見に入らない。だが、右馬権頭でこの舞人をつとめた人物であれば、信実の父、藤原隆信（康治元年^(二四二一)久安二年^(二四〇五)）がいる。私は、本段の「左馬権頭なりける人」をこの隆信のことと考える。左と右との違いは、伝写に生じた異文というより、編著者信実の醜化を意図した改変であろう。それは、父を「ある哥よみ」と記した第三九段における信実の行為と、着想と方法の点で類似する。この類似性は、逆にいえば、第一九段の「左馬権頭」が隆信であることを示唆しているようにも思われるのだ。

藤原隆信の行跡に関しては、井上宗雄氏に詳細な考察がある⁽⁴⁰⁾。それによれば、彼は、保元元年^(二二五六)九月十七日に右馬権頭に任ぜられる⁽⁴¹⁾。承安四年頃にはこの職を辞したようだが、この間、永暦元年

二六〇・仁安二年^{一六七}・嘉應元年の、少なくとも三回は賀茂臨時

祭の舞人をつとめたことが、山槐記・兵範記によって確認できる。

この他、石清水臨時祭などでもたびたび舞人に選ばれており、その舞人としての評価の高さをここに窺うならば、現在記録の残らない賀茂臨時祭でも舞人をつとめることがあったと想像される。本話材の「左馬権頭」を隆信のことと考える所以である。隆信の右馬権頭時代に、永暦元年三月二十五日をはじめとして、数回にわたる後白河院の日吉社御幸があり、彼がその一行に加わることがあった事実を家集によって確かめうる点も、この人物比定の参考とならう。そ

して、秦兼任は、隆信と交渉があったと見られる人物。後白河院の時代に召次長に任用され、信実画とされる「隨身庭騎絵巻」に収められた彼の騎馬姿の、その原画を描いたらしい人物として隆信が考えられているのである。今物語第四四段にも見うけられる、秦一族に対する立ち入った記述や好意的な扱いをも勘案するならば、兼任は、後白河院のもとに仕え、隆信とも気脈を通ずる仲にあった人物であり、第Ⅱ話材に見るような即興のやりとりもこの二人であってこそ成立した、と考えられないわけではない。

さて、これらの状況証拠による臆断がゆるされるならば、第一九段の「左馬権頭」は右馬権頭隆信のこととなる。今物語所載話と隆信との関係の深さは、従来の指摘によれば、その家集と今物語とで登場人物が多く一致する点、第三八段に語られる源氏供養と家集に見える隆信母の源氏一品経供養との関係、第三九段と同一の話題が家集に見出される点、⁽⁴⁷⁾などに明らかだが、このようにして第一九段が隆信の逸事を語る話であるとすれば、それは、これらの諸段とともに、信実が父隆信の伝えた話題に取材したという今物語の成立事

情に関する想定を促す有力な材料となる。ここに信実編著者説も補強され、又、その取材のあり方を、直接伝聞、あるいは簡単なメモ程度の資料に基づいて、信実自身が説話形成を果したものと考えるならば、信実の説話行為・表現行為の実際を窺う手がかりを得ることにもなる。しかしながら、私は、これを信実の手によって説話形成されたものとは考えない。今物語の成立事情を想定する材料であることには変わりはないが、第一九段に採録された話は、その説話形成が、信実ではなく、話題の主人公である隆信自身によって果たされたものように思われるのだ。

第一九段第Ⅰ話材は、上に示すように、後白河院の日吉社御幸の折の「左馬権頭」(右馬権頭隆信)付句詠出の話題。そこでは、和歌詠作に秀でていることで院の一行に連なり、院の命によって召されて即座に付句を案じた姿が描かれる。この右馬権頭隆信の描かれ方は、伊勢物語の第七七・七八段や第八二・八三段に登場する、右の馬の頭」の姿を想起させないだろうか。特に後者二段は、惟喬親王の水無瀬行に常に従い、親王の求めるままに和歌を詠作した「右の馬の頭」を描き、その設定にも本話材に類似する点が指摘できるように思われる。

隆信と伊勢物語とのかわりかかわりの深さについては、樋口芳麻呂氏の所論⁽⁵¹⁾に詳しく分析されることである。彼は、女性のもとにおくる歌の多くに伊勢物語歌を本歌として用いており、その内のいくつかには、詠歌状況の相似性を見ることが出来る。又、恋の場での実際の贈答歌を集めた家集恋四では、その劈頭に伊勢物語初段「かすが野の」歌の歌句を利用した和歌を置いており、自らの恋の遍歴を業平のそれに擬そうとした意図が窺える。その自意識の源泉には「昔

男」が濃厚に存在していたとして、彼を「遅く来た色好み」と規定する見解もあるが、業平の恋を恋するような隆信の業平志向は、確かに尋常ではない。

そのような隆信が、右馬権頭に任ぜられ、その在任中の後白河院御幸で付合いの妙を称美されたのである。彼の得意さ加減は想像するに難くない。彼は、この自意識が得た充足感に導かれ、自らの恋の歌をその本歌の詠出状況になぞらえつつ家集に定着させたのと同じようにして、この自讃譚を、伊勢物語の「右の馬の頭」に自らを重ね合わせつつ説話化したのではなかったか。「右の馬の頭」の姿を想起させる右馬権頭を描いた第一九段の第一話材は、このような隆信の自意識がかかわった説話行為によってその形成を得たものと見て、はじめて一話の興趣が発現するように思われる。

この点からすれば、本話材を今物語に採録した信実が、右馬権頭を「左馬権頭」と改めて醜化を企てたことは、一話に業平を重ねる読み方を導く信号を破壊したことを意味しよう。それは父の真意を解しない蛮行といってよい。ここにも、前節に指摘した、信実の、出来事のある方そのものもつ情趣や興趣の受容には向わない説話行為のあり様は、顕現しているというべきだろう。

5. 信実にとっての父の時代

かくして、第一九段の話を、自らに関する話題を業平に擬した「右馬権頭」の話として隆信自身が説話化し叙述を与えたものと考えることがゆるされるならば、これは、隆信の説話行為・表現行為のあり方を窺う材料となる。すでに、第一話材が伊勢物語を重ね読ませることで一話の興趣を導こうとしているところに、3節に見た信実

の場合とは異なる隆信の説話行為のむかい方は明らかだが、ここでは、さらに、話末評言で「やさし」と評される第二話材をとりあげてみる。そして、そこに窺われる隆信の説話行為・表現行為が第二・四段に代表されるそのあり方に類同する点を指摘し、これが今物語という作品をどのようなものとして規定することになるかについて卑見を述べ、以って本稿の結びとする。

さて、第二話材に語られる舞人と人長秦兼任との短連歌は、青摺りで竹を描いた自らの装束に雪がふりかかったのを詠じた舞人の前句に、「その雪の色はあなたの挿頭の桜花と同じ。私には、その桜の花片が散りかかっているように見えます。美しい舞人姿ですね。」と応じたものである。すなわち、付句の「かさしの花」は舞人・隆信の桜の挿頭をさす。桜花と雪との色の相似は、古今集60・363番歌等にも詠まれる発想。兼任は、付句に、春をまつ心を托しつつ、雪がふりかかった舞人姿の美しさを称揚したのである。

ただし、この付句、恐らくは伝統的詠歌発想によってのみ詠出されているのではないだろう。それだけで「やさし」の評言が与えられているのではない。舞人の句が踏まえた枕草子第二二〇段の次の「記事を想起し、これを詠作発想の起点に据え、伝統的和歌発想を用いつつ前句の詠者である舞人の姿を称美する付句を案じ得たところに、「やさし」の歎息はもたらされたと見るべきである。

賀茂の臨時の祭、空の曇り、さむげなるに、雪すこしうち散りて、挿頭の花、青摺などにかかりたる、えもいはずをかし。

舞人の句は、自らの遭遇した状況を、この清女が見出した美的価値によりかかりながら詠出したもの。場の情景についての叙述と句中の「あをずり」の語は、この詠作の背景を本話材の享受者に想起さ

せる信号である。その場においてこれを受信し得た兼任は、領解の意を、「かざしの花」を詠み込むことで伝え、清女の美的評価に添う形で、その挿頭の桜花に見まがう雪がふりかかった舞人の「をかし」き姿を称賛したのである。ここに、秦兼任の、王朝的・和歌的情趣につらなる心の用い方や発想のあり方を見てとることができる。「やさし」とは、この兼任の心の用い方や発想のあり方そのものに向けられたことばであり、その「やさし」の語の担う内実は、今物語第二・四段の場合と等しい。

ところで、このような第一九段第二話材のあり様は、それが付合の妙趣そのものを話題にし、妙趣の内実への理解を導く叙述を備えている点で、3節に検討を加えた第一一段第二話材が、「はつか」に幕下の意がかかることへの理解を導く叙述を用意せず、それ故稿長政の述懐歌の真意を領解するところに成立する情趣を話題とする話とならなかったのと、鋭く対立しているといわなければならない。この対立は、語り手主体の話材へのかかり方、話の世界に対する興味・理解のむかい方の違いに基づくものであろう。すなわち、本稿の考証・推断に誤りがなければ、ここに、隆信の説話行為・表現行為と信実のそれとの質的相違は顕現する。隆信は、話材の語る出来事の、そのあり方そのものもつ情趣・興趣に惹かれるところに説話行為の契機を有し、この情趣・興趣の表現をめざして叙述を用意する。これに対して、信実は、話材の語る出来事の、その事件の形式がもたらす直接的即物的な感興に説話行為の契機を有し、話題の中味に立ち入らず、この形式の記述をめざして叙述を与えている。検証の詳細は次稿に譲るが、第一九段の評言「やさし」が担う内実が第二・四段のそれと等しい点に明らかのように、今物語は、この

二様の説話行為・表現行為に基づく話を——勿論、隆信の説話行為・表現行為によって形成された話は、1節に示した第四段の場合のように、信実の説話行為に基づく意味を担って今物語に収載されているが——共存させていると見られる。

藤原隆信は、衆知のとおり、歴史物語「弥世継」作り物語「うきなみ」（いずれも散佚）の作者とされる人物。そして、建礼門院右京大夫（世尊寺伊行女）の恋人の一人としても著名である。この古歌・物語に通曉した後宮女房との間に、彼が古典的なものを幾重にも塗りこめた歌を交換したことは、二人の家集に詳しい。知的会話をとおして王朝文芸世界に観念的に没入することで満足することの色このむと聞く人」の女へのかかり方は、やがて、その思いのあかしとしての行為を求める女との間に心のゆきちがいをもたらすことになるのだが、王朝人の恋の悩みを悩むことを目的化したこの隆信の姿に、彼の王朝志向と王朝文芸を享受する姿勢のあり方が窺えよう。前節に紹介したように、彼は自身を「昔男」に擬して自らの恋の遍歴を家集に定着させた人物でもある。そして、今物語第二・四段の話などに描かれる世界は、このような隆信の興趣をそそり、彼の説話行為・表現行為を導いた世界としてふさわしい。隆信には、これらの話や自らの体験談、さらには彼にかかわり深い人物についての情趣や興趣に富んだ話題などを内容とする、何らかの編者があったのではないだろうか。それが彼の著作とされる上掲作品や今は伝わらない四冊本系統の今物語と関連するものかどうかはわからないが、信実は、この父の編著を原資料として用い、そこから叙述にはあまり手を加えず数話を抄録し、これに直接間接の見聞や簡略な資料などによって説話化した話を加えて、現存する系統の今物語を

編集したのではなかったか。1節に示した本朝書籍目録等の今物語編著者説を伝える資料が「信実朝臣抄」とするのは、この成立の経緯とかかわるものと解される。その場合、信実が隆信を話題とする話で父を醜化するののは、原資料に用いた父の編著の面影を払拭する企図によるものとなろう。本稿の指摘する、今物語が二様の説話行為・表現行為に基づく話を共存させている事實は、この作品についてのかような成立事情を想定させる。

さて、このようにして隆信の編著の介在を想定できるとして、信実は、そこに収められた父の時代の話に取材し、これに自らの時代の話を加えて今物語を編纂する。このことは、父の時代の話に接することで自らの生きる時代を相対的にとらえ、これによってその生きる時代の現実を認識することをめざした信実の編纂行為のあり方を窺わせる。第一〇・一一段の場合でいえば、第一一段の説話評言(句)に、第一〇段との対比で、「末代にもさすが、かゝるやさしきこととのこりたるにこそ」とあった(3節参看)のは、その顕現。ここでは、自らの時代は父の時代に連なるものと認識されている。しかしながら、ここで、この相対化・認識化が、父の時代の話を自らの説話行為のむかうところに即して受容し、それをとおして果たした相対化・認識化である点は、注意されなくてはならないだろう。

第一〇段に語られる話は、その叙述のあり方から見て、「やさし蔵人」の心の用い方の「やさし」さそのもののもつ王朝的・和歌的情趣を話題の中心にすえた話で、隆信の説話行為に類同する説話行為によって形成されたものと認められる。しかし信実は、この父の時代の話を、それが語る「和歌詠作による領地下賜」という出来事の形式において受容し、その説話受容に基づいて第一一段の評言を発

する。すなわち、彼は、王朝的風雅世界に対してその出来事の形式に感興を催す自らの説話行為のむかい方、これに従って、父の時代の話である第一〇段を矮小化して受けとるのだ。そして、その説話受容に基づいて、父の時代に連なる今を、彼の説話行為によって「和歌詠作による領地下賜」の話題を語る話として形成した第一一段との一致に、確認しているのである。

このことは、父の時代の話に取材してこれに自らの時代の話を加えた信実の編纂行為が、真に、自らの時代を相対的にとらえその生きる時代の現実を認識させる意義を担わなかったことを示唆している。信実は、自らの生きる時代の現実をうつつしだす鏡を求めて、彼が尊崇し憧憬の思いを抱いて慕う父の時代の話にむかう。だが、その鏡は、すでに信実の説話行為によって歪められているのだ。信実は、父の時代の話を、彼の説話行為のむかうところに従って、「信実にとっての」父の時代の話として矮小化して受容し、そこに見出された「信実にとっての」父の時代を基準に、彼の現実を相対的にとらえ認識することにむかう。そして、ここに、父の時代に連なる今としての現実認識が導かれる。彼は、父の時代の話が語る世界に身をおくこと(第一〇段の場合でいえば、本話題を「やさし蔵人」の心もちいの「やさし」さを語る話と読みとること)をとおして現実を相対的にとらえ、そこから自らの時代に評価を与えて認識を導くのではなく、彼の説話行為によって父の時代の話を矮小化(第一〇段の場合でいえば、本話題を和歌詠作による領地下賜を語る話と読みとること)して受容し、そこに自身の手で受容形成した自らの時代の話との一致を見出して、現実を父の時代に連なる時代と認識するのだ。父と信実との両時代の話にむかう信実の説話行為のあり

方は、王朝的風雅世界に対してその出来事の形成に感興を催すところに端を発している点で、等しい。両時代の話の担う意味の一致は、この両話にむかう説話行為の等質性がその必然として予め用意していたものである。両話の担う意味の一致を見出して、自らの時代が父の時代に連なることへの驚きを表明した第一一段の説話評言(句)は、この意味で、その両話にむかう説話行為の等質性が、いわば予定調和としてもたらした信実の現実認識を示しているといつてよい。父の時代の話をも収載する今物語の「今」とは、この予定調和に導かれた、自らの時代を父の時代に連なるものとする現実認識に基づく命名であった。

かくして、父と信実との両時代の話にむかう説話行為の等質性もたらした、この予定調和としての現実認識を導く編纂行為の内実の故に、信実は、自らの生きてかかわる現実に対峙し、真の現実認識を得るに到らなかつたものと考えられる。ただ、今物語第四六段は、神主経国の命で「すみの江殿」を掃除した使用人が由緒ある人々の書きつけた柱・長押・妻戸などの歌を削り捨てた事件を語るが、それは、文芸をとりまく現実状況の変容を話題としている点で、変容以前との比較に基づく現実の相対化とそれによる現実認識を導く契機を孕んでいる。しかし、信実は、これをとりあげながら、話末に「これは承久の乱の後の、世中あらたまりける時の事也」と記して特殊化し、時代の嘆きの形式に判断をまかせてその現実に対峙しないことで、この契機を見失う。彼は父の時代に連なって生き、彼の現実にかかわるとはしないのだ。つまり、今物語の成立にかかわった信実の主体的行為は、ついに、真の現実認識を導く意義を担わなかつたのである。

ところで、今物語は、本稿の冒頭にも紹介したように、「やさし」「ふしぎ」「をかし」の世界を話題とする三説話群によって構成され、その展開には、王朝的情趣と中世の興趣との双方に心惹かれながら揺れ動く信実の志向のあり方が指摘される。しかしながら、これまで述べてきたように、王朝的風雅を描く今物語の「やさし」説話は、信実の説話行為によって受容された内実を備えたものである。すなわち、それは、一話の語る出来事のあり方そのものもつ王朝的・和歌的情趣に感興を催し、その意味を担う話として収載されたのではなく、出来事の形式がもたらす直接的即物的感興に基づき、受容・採録されているのである。神仏靈験の世界を描く「ふしぎ」説話、滑稽卑俗の世界を描く「をかし」説話は、出来事に対する即物的感興をその興趣のすべてとする話題である。この意味で、今物語の三説話群は、編纂に際して各話にむかう信実の説話行為のあり方において、均質である。「やさし」「ふしぎ」「をかし」の三世界にかかわる信実には、王朝的情趣と中世的興趣との間での志向の揺らぎはない。三評言が中世初期文芸作品に頻出する語である点をも勘案するならば、今物語を構成する三世界とは、父の時代の話に対する矮小化をとおして父の時代に連なつた信実が、彼にとつての「今」にむけて開いたできあいの三つの窓口を意味するにすぎないものと考えられる。

今物語の位置は、これらの、信実の説話行為・表現行為とそれが規定する編纂行為の内実には、すでに明らかだろう。それは、自らの生を規定する世界を仏法・王法の理とその来歴とを問いつつ再構築するなかで、頑なまでに依拠説話の意味と叙述とを墨守し、その話の語る世界に身を投じることによって自らの生きる時代に対峙し現

実を検証し続けた今昔物語集にも、又、出来事のあり方そのものがもつ王朝的・和歌的情趣に心惹かれ、その情趣を表現し体现するごとで王朝世界に連なつた父の時代にも、遠いといわなければならぬ。そして、自己の現実を肯定する材を求めて出来事の形式に叙述を与え続け、「古」の矮小化によって予定調和的な現実の相対化を果たしつづ、できあいの部立と安直な時間排列に基づいて話を収録した古今著聞集には、極めて近い。ただ、同じように「古」の矮小化に基づく予定調和的な相対化によりつづも、現実には機能する「古」の起源とその来歴を問うなかで、自らの生きる「今」を意識化せざるを得なかつた橋成季に対し、信実が、王朝世界を体现し現出した父の時代に自らも連なつていと信じ、その信実にとつての「今」に生きていたところ——つまり「古今」ではなく「今」物語としたところ——に注目するならば、今物語とは、父の時代に尊崇と憧憬の思いを抱いて一体化し、後向きのまま著聞集に近付いてしまった作品ということができるよう思われる。

(昭和59年1月15日稿)

注

- (1) 河内山清彦「今物語・世継物語の世界」(日本の説話4、東京美術、昭和49年6月刊)。なお、大島貴子「今物語の説話配列」(中の文学「今物語・隆房集・東斎随筆」解説項三、三弥井書店、昭和54年5月刊)は、説話排列の観点から、次の六群に分類する。
1. 古典の知識を主眼とした説話群(第一〜五段)。
2. 巧みな歌や付句をものした人々の説話群(第六〜二一段)。
3. 恋愛説話群(第二二〜二六段)。
4. 神仏関係の説話群(第二七〜三六段)。

5. 和歌に関する説話群(第三七〜四六段)。
6. 僧侶に関する説話群(第四七〜五三段)。

(2) 注(1)に示した論考で、河内山氏は「この「やさし」↓「ふしぎ」↓「おかし」の展開の様相に、雅から俗への推移を読みとり、それをさらに王朝から中世への流動に置きかえてみることも決して不可能ではない」とし、大島氏は、「王朝的なもの、宗教的なもの、そして世俗的なもの、などへ揺れ動きつづも、そのいずれにも大きく偏ることのない作品、それが「今物語」である」とする。

(3) 益田勝実「今物語の成立——平兵部記紙背文書を中心として」(日本文学史研究13、昭和26年8月発行)。辻彦三郎「藤原定家写「平兵部記」紙背文書の二、三について」(日本史籍論集上)所収、吉川弘文館、昭和44年刊)。同「藤原定家の「平兵部記」書写年代考」(『古記録の研究』所収、統群書類従刊行会、昭和45年刊)。これらの論考が、仁治元年^{二四〇}夏頃に執筆されたと見られる「平兵部記」紙背の書簡記事によって、現存本系統の今物語にはない話を含む、少なくとも四冊からなる今物語の存在が確認できることを紹介している。本稿では、この紙背書簡の伝える今物語を、四冊本系統今物語と仮称する。なお、尾崎雅嘉「群書一覽」には「仁和寺書目に今物語廿七冊存すとあり」、これに依拠した伴直方「物語書目備考」では、「今物がたり 一卷 前右京権大夫信実朝臣の作にて、もとは数十巻のもの也しが、みなほろびうせて、今の世に、わづかに残りしなるべし。」と記す(詳細は、原田行造「今物語」の編者とその特質——信実の立場と構成をめぐって——)。「論纂・説話と説話文学」所収、笠間書院、昭和54年6月刊——、参看)。

(4) 「今物語」に関する基礎的覚書②(金沢美術工芸大学学報28、昭和59年3月発行)。本稿は、これに続く「今物語」に関する基礎的覚書」の第三稿である。

(5) 永積安明「中世説話集序説」、同「中世説話集の系譜——古今著聞集覚え書——」(ともに「中世文学論——鎌倉時代篇——」所収、日本評論社、昭和19年11月刊)。なお、この間の事情は、今物語第二段と著聞集との比較に明らかである。

(6) 鳴く声も聞えぬ虫のおもひだに人の消つには消ゆるものかは
声はせて身をのみこがす螢こそいふよりまさる思ひなるらめ
(兵部卿宮) (玉鬘)

(7) 和田英松「本朝書籍目録考証」(明治書院、昭和11年刊)。
(8) 佐佐木信綱「佚名抄」、同「佚名抄補説」(ともに「国文秘籍解説」所収、養徳社、昭和19年刊)、河内山清彦注(1)論考。

(9) 増淵勝一「今物語」の作者と成立年代(説話文学研究11、昭和51年6月発行)。
(10) 日本歌学大系・第四卷・久曾神昇「解題」(風間書房、昭和31年1月刊)。

(11) 原田行造注(3)論考、大島貴子「作者・成立・書名」(注①)中世の文学・解説項一)。

(12) 大島貴子注(11)論考が、諸論文の指摘を整理している。
(13) 従来、増淵氏によって第三七段(注⑨)が、原田氏によって第四六・四八段(注③)がとりあげられている。

(14) 引用は、中世の文学『今物語・隆房集・東斎随筆』(注①)、久

保田淳校定)本文による。傍点等は私に付した。以下同じ。

(15) 引用は、『明月記第三』(国書刊行会、昭和45年7月刊)本文による。返点・傍点は私に付した。以下同じ。

(16) 久保田淳「藤原隆祐について」(中世文学10、昭和40年5月発行)。

(17) 「新古今歌人の研究」(東京大学出版会、昭和48年3月刊)。
早い例には大江千里の句題和歌「自詠十首^註」があり、藤原俊成も「堀川院御時の百首題を述懐によせてよみける歌」(長秋詠藻上。所謂「述懐百首」)で「貴顕への愁訴」を当面の目的としたという(同書、254~257頁)。

(18) 久保田淳注(16)論考、中世の文学(注⑬)補注28。前者は「或いは長政の主筋に当る西園寺家あたりを指すか」とし、後者は「定家と長政の和解後、同年(注、天福元年)一〇月頃まで長政は月に一〜三回定家を訪問しているが、それは実氏の使者としてであることが多い」とする。

(19) 公卿補任による。
(20) 角津典子「現代語訳『今物語』(1)」(並木の里5、昭和46年12月発行)。

(21) 新訂増補国史大系本文による。傍点等は私に付した。以下同じ。

(22) 日本古典文学大系(岩波書店)本文による。傍線は私に付した。

(23) 「新古今世界と中世文学」(北沢図書出版、昭和47年6月刊)。

(24) 石田吉貞注(23)論考による。石田氏は、続後撰集雑歌中所載の淨意法師歌¹¹⁴⁷詞書を例証として引き、又俊成卿女集の一部分もこの折に定家のもとに送ったものとする。

(25) 明月記・嘉禄二年(三三六)年九月二十六日条に「早且能州来談。

令_レ見_二卅首歌_一。事外尋常之由相示。悦喜退帰。多年好士也。」とある。

(26) 「〇十月二日。於_二前関白里第_一被_レ定_二讓位事_一。依_二応徳例_一也。權中納言定家注_二出寛平国史_一。今度依_レ可_レ追_二彼例_一云々」(百鍊抄)

(27) 「辰時許、勅撰愚草廿卷、繆_二置南庭_一焼_レ之。已為_二灰燼_一。奉_レ勅末_レ調_二卷軸_一以前遭_二如_レ此事_一、更無_二前蹤_一。無_二冥助_一無_二機縁_一之条、已_レ露頭。徒可_レ蒙_二誹謗罵辱_一、置_レ而無_レ詮者也。」(明月記、文暦元年八月七日条)。又、後の補記とされる同記文暦元年六月三日条にもふれるところがある。

(28) 「(日欠ク)密々下_二給御製五百_一」付外舞臺欣感之間、廿卷草案片時可_二進入_一、御一見之後即可_レ被_二返下_一之由被_レ仰_レ之。雖_二未_レ定狼藉_一、倉卒注_二出之_一。(文暦元年五月条)。

(29) 久保田淳注(16)論考の推定による。

(30) 「正五位下隆祐從止侍」(天福元年正月二十九日条)。因みに秋風抄(建長二年二五〇成立)の序には「前侍隆祐」とある。

(31) 小峯和明「『俊賴髓腦』と中国故事」(中世文学研究8、昭和57年8月発行)が、「血の涙」「紅の涙」の語との関連で受容される卍和壁説話の伝承について精査している。

(32) 久保田淳注(16)論考。

(33) 増淵勝一注(9)論考。明月記・嘉徳元年三月三日条「寂延入道送_二柑子下枝_一」に基づく推定。なお、隆祐が侍從職を止められた後の天福元年十月十四日条に「長政朝臣為_二内府御使_一来。」とあり、出家していないことが確かめられる。

(34) 家集には、「西園寺卅首」での出詠歌が見出され、又、隆祐の

家集に記される歌会と同名の歌会での出詠歌も多い。

(35) 今物語の五十三話は、レベルの異なる類聚。連想の契機によって隣接する話との連絡を保っている。この排列については稿を改めて考えたいが、この「共通性」はその意味で類聚性といってもよい。因みに、今物語では、勅撰入集に関する話題は第四一・四二段に見出され、この点からも、第一一段を形成した信実の説話行為が第Ⅱ話材の本来語る意味に直接しないことがわかる。

(36) 梅津次郎「隨身庭騎繪卷雜記」(美術研究136、昭和19年3月発行)。

(37) 平経正の閲歴・和歌活動については、井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』(笠間書院、昭和53年10月刊)に詳しい。

(38) 公卿補任による。

(39) 承安元年(一一七一)にも舞人をつとめるが、兵範記・同年十一月二十七日条には「兵衛佐経正」とある。

(40) 今物語の誤伝と考えられないわけではないが、話末評言にその系譜を記している点や後述の今物語と秦一族との特別な関係、さらに信実が秦家の数人の肖像を描いている点(梅津次郎注(36)論考)などから見て、その可能性は少ない。

(41) 注(37)書。

(42) 兵範記・同日条。なお、承安二年三月十九日の「和歌の尚歯会」の話題である古今著聞集203に「左馬権頭隆信」とあるが、玉葉承安四年二月十九日条には「右馬権頭隆信」とあって、著聞集の記載が誤りであることがわかる。

(43) 賀茂臨時祭に関連する歌は家集(群書類従本。私家集大成3、「隆信Ⅱ」)の757・767・772・821・823に見える。

(44) 永暦元年は平経正が左馬権頭になる以前のことだが、この後白河院日吉社御幸を、史料総覧は今物語第一九段第一話材に関連するとしている。

(45) 家集(注(43)に同じ)730の詞書には、「後白河院の御ともに、日吉にまいりこもりてみやこなる女のもとへいひをくりし」とある。

(46) 古今著聞集518。

(47) 梅津次郎注(36)論考。

(48) 角津典子「『今物語』の世界——人物をめぐって——」(立正女子大学短期大学部研究紀要15、昭和47年12月発行)、河内山清彦注(1)論考、増淵勝一注(9)論考。

(49) 注(14)中世の文学・補注78。

(50) 家集(注(43)に同じ)862。注(14)中世の文学・補注80。

(51) 「藤原隆信の恋」(国語と国文学、昭和50年2月発行)。

(52) 三木紀人「遅く来た色好み——隆信」(国文学、昭和51年9月発行)。

(53) 「挿頭花事。臨時祭之時、使^藤、舞人^桜、陪從人長^{秋冬}。」「青摺事。臨時祭舞人着^之。文桐竹也。」(ともに、物具装束鈔)。

(54) 日本古典文学大系(岩波書店)の段数による。引用本文も同書による。傍点は私に付した。

(55) 「藤原信実の説話受容——今物語に関する基礎的覚書(4)——」(説話・物語論集11、昭和59年6月発行予定)。

(付記)

中川徳之助・野地潤家両先生のご退官に際して、年来の学恩を謝し、心よりのお祝いを申し上げます。又、かような論文発表の場を与えられたことに厚くお礼申し上げます。